

山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金 Q&A

更新日：令和4年7月22日

No.	質問	回答																		
1	他の補助制度との併用の可否は。	<p>県土整備部建築住宅課「住宅取得支援利子補給補助金」「やまがた健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金」との併用はできません。</p> <p>国や市町村独自の補助制度とは併用することができます。</p> <p>ただし、併用する補助制度が「本事業と補助対象が重複し、財源に国費が充当されている場合」と、そうでない場合で補助金額等が、下記のとおりとなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象</th> <th>併用の有無</th> <th>補助金額</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般住宅</td> <td>併用あり</td> <td>30万円</td> <td>県独自財源</td> </tr> <tr> <td>併用なし</td> <td>40万円 (募集棟数に限りがあります)</td> <td>国の財源</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">民間施設</td> <td>併用あり</td> <td>24,000円×県産材使用量㎡ (上限60万円)</td> <td>県独自財源</td> </tr> <tr> <td>併用なし</td> <td>28,000円×県産材使用量㎡ (上限70万円)</td> <td>国の財源</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「併用ありなし」とは、対象施設に対し、国費が充当された他の補助制度が活用されていない場合をいう。</p>	補助対象	併用の有無	補助金額	財源	一般住宅	併用あり	30万円	県独自財源	併用なし	40万円 (募集棟数に限りがあります)	国の財源	民間施設	併用あり	24,000円×県産材使用量㎡ (上限60万円)	県独自財源	併用なし	28,000円×県産材使用量㎡ (上限70万円)	国の財源
補助対象	併用の有無	補助金額	財源																	
一般住宅	併用あり	30万円	県独自財源																	
	併用なし	40万円 (募集棟数に限りがあります)	国の財源																	
民間施設	併用あり	24,000円×県産材使用量㎡ (上限60万円)	県独自財源																	
	併用なし	28,000円×県産材使用量㎡ (上限70万円)	国の財源																	
2	補助対象が重複し、国費が充当された補助制度とは。	<p>○主な「補助対象が重複し、国費が充当されている補助制度」</p> <p>いずれかを活用している、又は活用しようとしている場合は、上記表の「併用あり」になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもみらい住宅支援事業</li> <li>・地域型グリーン化事業</li> <li>・ZEH支援事業</li> <li>・次世代ZEH+実証事業</li> <li>・LCCM住宅整備推進事業</li> <li>・JAS 構造材実証支援事業</li> <li>・その他、市町村の補助制度でも国費が充当されている場合があります。詳しくは各市町村の</li> </ul>																		
4	募集期間は。	<p>募集期間は令和4年4月1日から先着順で受け付けます。</p> <p>なお、実績報告書の提出期限（木工事完了期限）は令和5年2月28日です。</p>																		
5	募集棟数は。	<p>一般住宅は150棟、このうち補助金額40万円は50棟分です。</p> <p>民間施設は予算の範囲内で受け付けます。</p>																		
6	交付対象となる「自ら居住するため又は自ら使用するために新築する施設」とは。	<p>本事業の交付要綱で定める「自ら居住するため、県内に新築するもの」（一般住宅）とは、県内に自ら居住するため、一般住宅を新築することをいい、分譲住宅や中古住宅の購入、リフォームは本事業の対象とはなりません。</p> <p>また、「自ら使用するため、県内に新築する」（民間施設）とは、県内に自らが使用することを目的として、民間施設を新築することをいい、店舗等併用住宅は、民間施設として取り扱います。</p>																		
7	集合住宅（アパート、マンション等）は対象となるか。	<p>アパート・マンション等、賃貸を目的とした住宅は対象外とします。また、民間施設については、建築後施主自らが使用する施設を対象とします。</p>																		
8	工事着工日とは。	<p>現場着工（基礎工事開始）した日を指します。</p>																		
9	「屋根工事完了」、また「木工事完了」時点とは。	<p>「屋根工事完了」とは、概ね上棟後から野地板施工完了までの時点を示します。現地確認の際、構造体に使用される県産木材の使用量等について確認を行うため、構造体が見える状態（内装の工程に入る前）で現地確認検査を受けるようにしてください。</p> <p>「木工事完了」とは、補助金交付の要件となる県産木材を使用した工事が完了した時点になります。</p>																		
10	住宅の延床面積に車庫（カーポート）などは含めるか。	<p>延床面積は各階の床面積の合計であり、以下の面積は算入しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車庫等自動車や自転車用の施設</li> </ul>																		
11	要綱第1条の「県産木材を～建設する者」とは。	<p>施主を指します。設計者や施工業者の方は申請者とはなりません。</p>																		